

平成27年度

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会 事業計画

経営理念

- 1 本会が行うすべての事業・取組みを、住民のあらゆる生活課題の発見の機会としてとらえ、職員全員が課題の早期発見に取り組む。
- 2 本会としてあらゆる生活課題を受け止め、各部門の特性を活かした社協内の協働体制を確立し、解決や予防につなげる支援とその仕組みづくりを行う。
- 3 解決や予防につなげる支援にあたっては、本会としてのこれまでのコミュニティワークや個別支援の実践を活かし、地域住民、福祉推進委員、民生児童委員、ボランティア・NPO団体、専門機関、行政等とのより積極的な連携・協働を図る。

経営方針

- 1 運営の透明性、中立性、公正性の確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たすことにより、信頼される社協となる。
- 2 社会福祉法第109条の「社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加する」公益性の高い民間の福祉団体として、常に住民に近い存在であり続けるとともに、あらゆる社会資源との協働に取り組む。
- 3 「公益的事業」と「収益的事業」のバランスに配慮しながら、様々な財源の確保に取り組む。
- 4 常に個別支援や地域支援を意識し、新たなサービスの開発や地域との意思疎通に心がける。
- 5 役職員等は、これらの内容を認識するとともに法令の遵守に心がけて社協経営にあたる。

平成27年度の主要検討事項と新たな取り組み

1 介護保険制度改正に伴う対応について

介護保険の制度改正により、要支援者の訪問介護などのサービスが新たな地域支援事業に移行されることとなり、茅野市では平成29年度からの移行が想定されています。今後は、それぞれの地域で多様な助け合い活動や生活支援サービスを展開することがより一層求められるため、その仕組みや取り組みについて検討し、社協としての役割を積極的に果たすための準備を進めます。

2 生活困窮者自立支援法施行に伴う対応について

本年度から生活困窮者自立支援法が施行されます。生活困窮者の支援に当たっては、単に経済的な自立に向けた支援にとどまらず、複合的な生活課題に対する多様な支援が求められています。本会では、丁寧な個別訪問活動、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業など、これまでの実践で積み重ねたノウハウを最大限活用し、対象者の早期発見と支援、またそれらを通じた地域づくりを進めます。

3 法人後見について

認知症高齢者の増加、高齢者や障害者に対する虐待などが顕在化する中、県内の他圏域ではすでに成年後見支援センターが設置されており、諏訪圏域でも早期の開設が求められています。

こうした状況を踏まえ、本会ではこれまでも法人後見についての検討を重ねてきました。法人後見の実施には財源や人材確保などの課題があるものの、本年度はニーズに応じて可能な範囲で取り組みを進めます。

4 (仮) 市民活動センターについて

(仮) 市民活動センターは、平成28年度中の開設に向けて準備が進められています。センター事業については市の設置基本計画に基づき、本会が受託することとなっています。そのため本年度は、センター長の人選、予算や事業計画の立案など、関係の市民の皆さんや市とも協議しながら開設に向けた具体的な準備を進めていきます。

5 ファミリーサポートについて

本会はシャララほっとサービス事業により子育て支援に取り組んでいますが、近年、対応困難な事例が増加しています。また、茅野市では平成28年度からファミリーサポートセンター事業に取り組むこととなっているため、市と協議し本会に求められる役割等について検討していきます。

【各系の業務分担と主な取り組み】

I 総務・企画係

地域に開かれた組織として責任を果たすために、理事会、評議員会を開催し、経営委員会で社協の方向性を検討して行きます。社協発展強化計画のPDCAに基づき社協の運営の透明性と中立性、公平性、安定性の確保が図れるよう努めます。

職員としての意識及び資質の向上に努めるために、事務分掌の明確化など社協体制の充実、職員研修計画の企画立案や、情報の共有ができる仕組みづくりの研究、必要に応じた職員プロジェクトチーム編成など総合的な支援ができる体制づくりに努めます。

社協発展強化計画に基づき、事務事業評価を継続的に実施するとともに事務事業の見直し、運営の透明性と効率的な社協運営が図れるよう努めます。

今年度は、以下の3項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) 理事、監事、評議員の研修会を開催します。
- (2) 職員の福祉意識及び資質の向上のため職員研修を実施します。
- (3) 市役所会計からの独立及び新会計基準に移行したことに伴い、新会計基準を遵守し適切な会計業務を行います。

II 地域生活支援係

生活課題の早期発見や潜在的なニーズの把握を積極的に行い、生活のしづらさを抱えた個人やその家族に寄り添い、共に課題解決ができるよう総合的な支援に努めます。

また地域の実態把握に努めつつ、見えてくる諸課題に応じたきめ細かな支援を行い、制度の谷間にある福祉課題や社会的支援を必要とする方々の課題解決を図るため、あらゆる団体・組織に働きかけ新たな福祉サービスや活動プログラムの開発に挑戦します。

そして、本年度から本格実施される生活困窮者自立支援法に基づく新たな支援制度を活用し、「支援が必要な人を見逃さない」実践活動を積み重ねて参ります。

今年度は、以下の4項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) 個別訪問活動を積極的に行い、潜在的な生活課題・福祉課題の把握に努めます。
- (2) 個別の相談・支援にかかわる社協事業との連携を図り、外部の関係機関とのネットワークを構築するとともに、本人の課題が早期に解決できるよう努めます。
- (3) 地域住民による支えあい活動を実践するためのネットワークづくりを進めます。そのため地区コミュニティセンターと連携し、福祉推進委員の活動や地区社協活動を各地区・行政区・自治会の実情に沿いながら積極的に支援します。
- (4) 経済的な問題などで悩みを抱える生活困窮者に対し、それぞれの相談を包括的に受け止め、貸付事業（生活福祉資金貸付事業、暮らしのつなぎ資金貸付事業）や、日常生活自立支援事業等の制度を活用しながら、本人の状態に応じた継続的な相談支援の実施に努めます。

Ⅲ 在宅福祉係

介護保険法や障害者総合支援法等の各種制度に的確に対応し、高齢者や障害者等が安心して地域での生活が続けられるよう、高品質できめ細やかなサービスの提供に努めます。また、各種法令を遵守し、利用者やその家族、地域住民との信頼関係の構築を図り、情勢変化を的確に把握しつつ経営分析を行い、安定的な事業の経営に努めます。

今年度は、以下の5項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) サービスの向上を図るため、内部研修や外部研修を通して、介護保険改正に関連する諸制度の理解、介護技術や認知症等に関する専門的知識の習得に努め、職員の資質向上を図るとともに、尊厳ある接遇を徹底し、利用者の立場にたった福祉サービスの提供に努めます。
- (2) 介護保険法、障害者総合支援法等の法令遵守に努めます。
- (3) 社会福祉協議会の使命を意識し、職員一人ひとりが本会の一員としての自覚を持ち、係を越えての情報共有や連携強化に努め、専門的知識や技術を活かした質の高いサービスを提供するとともに各保健福祉サービスセンター等との連携も密にして、地域福祉の向上に貢献していきます。
- (4) 介護人材の定着及び働きやすい職場づくりを進めるために、処遇改善や業務改善に取り組み、職場環境の改善を図ります。
- (5) 社会福祉士・介護福祉士等の現場実習生の受け入れを行い、福祉人材育成のために協力していきます。

Ⅳ ボランティア・市民活動センター

ボランティア・市民活動センターでは、市民の誰もが主体的にまちづくりに参画できる環境づくりや意識づくりに取り組みます。

また、来るべき未来を見据えつつ、ボランティアの輪を広げる企画及び機会を創設し、ボランティア・市民活動を推進・支援します。

今年度は、以下の3項目を重点にして、各事業に取り組みます。

- (1) ボランティア・市民活動をする市民一人ひとりがより力を発揮できる調整機能（コーディネート）の強化を図ります。
- (2) ボランティアグループそれぞれの活動状況を把握し、実情に即した相談支援を図ります。
- (3) “ふくし”の心を育む福祉教育（共育）・学習を推進します。

【事業の概要】

<法人・地域福祉推進事業>

1 法人運営事業

- (1) 管理運営事業 <市補助事業> 61,018千円
- ・理事会、評議員会の開催及び「社協の置かれている立場や果たすべき役割」を理解していただくための研修会を開催します。
 - ・市役所からの会計の独立及び新会計基準に移行したことに伴い、新会計基準及び新経理規程に沿った適切な会計の運用に努めます。
 - ・職員研修計画を立案し、職員の資質向上に努めます。

- (2) 広報・啓発事業 <市補助事業> 1,354千円
- ・誰もが見やすく、タイムリーな情報提供を行うため、随時ホームページ更新作業を行います。
 - ・やらぎあんの発行を通じて、社協の取り組みや地域の取り組みを紹介することによって、小地域活動のきっかけづくりや福祉意識の啓発が図れるように努めます。
 - ・誰もが安心して地域で暮らせる地域づくりを目指し、地域の絆の大切さなどの福祉意識の関心が高められ、地域の支え合い等について考えられる機会として福祉大会を開催します。

2 小地域福祉活動推進・支援事業

- (1) 小地域福祉活動推進事業 <市補助事業> 35,013千円
- ・公的サービスや社協のサービスを活用するとともに、近隣住民、ボランティアなどの参画を働きかけ、一人ひとりの生活課題が解決できるよう支援します。また、住民同士が互いに支えあえる地域づくりをすすめるため地区コミュニティセンターや保健福祉サービスセンターと協働して地区社協、各区・自治会の福祉推進委員の活動を積極的に支援します。

- (2) 福祉団体助成事業 <市補助事業> 4,290千円
- ・地域活動を支援するために、社協会費還元金の交付を行います。
 - ・地域とのつながりを持ち、活発な活動ができるよう地区社協をとおり、社会福祉団体へ助成金の交付を行います。

3 相談・生活支援事業

- (1) 総合相談事業 <市補助事業> 538千円
- ・総合相談窓口として、心配ごと相談、結婚相談、司法書士の法律相談を実施します。

寄せられた相談に対しては、課題の早期発見・早期対応のための「総合相談体制」を構築し、必要に応じて関係機関と協働して問題解決にあたります。

- (2) **シャララほっとサービス事業** 〈市補助事業〉 3,299千円
・安心して暮らせるために、ボランティア活動と公的なサービスの中間的位置付けとして、茅野市社協独自で創設し、実施している住民参加型福祉サービスです。
また、生活支援サービスおよび子育て支援サービスについて調査研究を行い、より良いサービスの実現を目指します。
- (3) **ひとり暮らし高齢者安心コール事業** 〈市補助事業〉 310千円
・ひとり暮らし高齢者で定期的に電話での安否確認やおしゃべりを希望される方に、協力員から電話をお掛けします。
- (4) **地域活動支援センター事業** 〈市補助事業〉 4,795千円
・ピアあすなろにおいて、就労支援事業所に通えない障害者を対象に、交流の場及び作業を通じて機能訓練や社会参加の場を提供します。
- (5) **介護予防通所事業** 〈市委託事業〉 22,731千円
・高齢者福祉センターの「塩つぼの湯デイサービス」において、基本チェックリストで“将来、要介護状態になることを予防する必要がある”とされた「二次予防事業対象者」を中心に、運動・意欲向上を図る介護予防を行い心身機能の維持・向上とともに、元気高齢者として活動できるよう支援を行います。
また、効果的介護予防メニューを研究し取り入れていきます。
- (6) **外出支援事業** 〈市委託事業〉 7,580千円
・心身が不自由なため、公共交通機関を一人では利用できない方を対象に送迎サービスを実施します。
- (7) **配食サービス事業** 〈市委託事業〉 8,962千円
・ひとり暮らし高齢者や障害者などで食事作りが困難な方を対象に、昼食（おたっしや弁当）を毎日お届けします。

4 権利擁護事業

- (1) **日常生活自立支援事業** 〈県社協委託事業〉 1,481千円
・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方に対して、住み慣れた地域の中で生活ができるように、福祉サービスを利用するときの手続きや利用料の支払いのお手伝い、または、日常生活に必要な預貯金の出し入れや書類等の預かりを支援するサービスです。

5 生活困窮者支援事業

- (1) **生活福祉資金貸付事業** 〈県社協委託事業〉 742千円
- ・低所得者、高齢者、身体障害者、失業者等の世帯で貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して、必要な援助指導を行い、経済的自立と社会参加の促進を図るための貸付事業を実施します。
- (2) **暮らしのつなぎ資金貸付事業** 〈自主事業〉 1,380千円
- ・市内に6ヶ月以上住所を有する低所得者等に対し、緊急事態の発生または一時的に必要な資金の貸付け、若しくは臨時援護のために貸付けを行ない、生活の自立を図ります。
- (3) **生活困窮者自立支援事業** 〈市委託事業〉 540千円（新規事業）
- ・生活困窮者の家計再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計に関する相談に対応し、低所得者、高齢者、身体障害者、失業者等の世帯で貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して、家計管理に関する指導や貸付け事業の活用を促し、自立生活の促進を図ります。

6 交流ふれあい事業

- (1) **希望の旅事業** 〈市補助事業〉 474千円
- ・日ごろ、遠方に出かける機会の少ない障害のある方々を対象に、ゆっくりと楽しいひと時を過ごし、参加者同士の交流を深めていただくことを目的として実施します。
- (2) **家庭介護者交流事業** 〈市補助事業〉 540千円
- ・家庭で介護をされている方々を対象に、食事や温泉入浴、レクリエーションなどを通じて相互の情報交換や仲間作りの場を企画します。

7 ボランティア・市民活動推進事業 〈市補助事業〉 27,187千円

- ・ボランティア活動及び市民活動の推進・支援・連絡調整を図るとともに、活動充実のための環境整備に努めます。また、ボランティアグループ、個人ボランティアの登録制度について見直し、整備を図ります。
- ・ボランティア活動の活性化や、新たな活動者を広げることを目的とした講座等を実施します。
- ・学校・地域との協働により「共に生きる」という視点を大切にしながら、子どもから大人までを対象とした福祉教室や講座を開催します。そして、福祉教育・ボランティア学習を展開する学校教員や地域住民の方々と、“ふくし”の心を育むことの意義を共有すると共に、今後のよりよい実践に繋げていくための情報交換や研修等の機会をつくります。

- ・自主的で継続的なボランティア活動の育成・支援を目的に、グループ活動の事業費補助を行います。また、よりよい活用のために助成方法を見直します。
- ・市民団体やNPO法人等、諸団体との関わりを積極的に持ち、活動や取り組みを支援または協働で実施します。

8 共同募金配分金事業 〈自主事業〉 5,501千円

- ・共同募金（赤い羽根・歳末助け合い募金）に対する住民の理解を一層深めながら、募金活動を進めます。また、より市民に開かれた共同募金とするために運営委員会を開催します。
- ・共同募金を、広く透明性のある適正な配分とするために、審査委員会を開催します。

<居宅介護等事業>

1 居宅介護支援事業 〈自主事業〉 18,572千円

- ・介護支援専門員が依頼を受け、適切な「居宅サービス計画」を作成するとともに、計画に基づいたサービスが提供されるようサービス事業者等との連絡調整などを行い、入所を要する場合にあっては、老人施設等への紹介などの便宜をはかります。

2 東部訪問介護事業 〈自主事業〉 49,292千円

3 西部訪問介護事業 〈自主事業〉 47,373千円

- ・東部・西部訪問介護事業所のホームヘルパーが、高齢者及び障害者宅での入浴、排泄、食事の介護、また日常の世話などのサービスを提供します。

4 西部デイサービス事業 〈自主事業〉 72,928千円

- ・西部デイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事時の介護、日常生活上の世話、機能訓練などのサービスを提供します。

5 本部事業 〈自主事業〉 10,066千円

- ・在宅福祉係全体の事務局（本部）として、各事業所運営に関わる企画立案や監査対応などの必要な業務を行うとともに、長野県国民健康保険団体連合会への請求業務や利用者負担金の徴収業務を行います。

＜障害者福祉サービス事業＞

1 障害者相談支援事業 〈自主事業〉

418千円

- ・あすなろセンターにおいて、障害者や障害児からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の他、必要な便宜を提供します。障害者や障害児が障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

2 就労継続支援B型事業 〈自主事業〉

31,221千円

- ・あすなろセンターにおいて、民間企業などに雇用されることが困難な障害者の方に就労の機会を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を提供します。